

長岡市・川口町合併協議会

第2回会議資料

議案編

議案第6号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

合併の方式

北魚沼郡川口町を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する。

議案第7号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

合併の期日

合併の期日は、平成22年3月31日とする。

議案第 8 号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成 21 年 10 月 19 日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

新市の名称

新市の名称は、長岡市とする。

議案第9号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする。

議案第10号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項に規定する定数特例を適用する。

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

議案第10号参考資料

○定数特例（議員数は、合計39人）

川口町の区域に選挙区を設けるものとし、選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとする。任期は、長岡市の議会の議員の任期（平成23年4月30日）までとする。

川口選挙区 1人

※ 定数の算出方法

区 分	平成17年国勢調査人口	定 数	備 考
長 岡 市	283,224	38	《川口町》 長岡市の定数×(川口町の人口/長岡市の人口) = 0.702 → <u>1</u> 端数は四捨五入し、1未満は1とする
川 口 町	5,233	1	
合 計	288,457	39	

議案第11号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される川口町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
 - (1) 編入される川口町の農業委員会の選挙による委員のうち、2人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員とし

て在任する者は、編入される川口町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。

(2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。

また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、川口町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。

長岡市・川口町の合併に伴う農業委員会の委員の任期等について

委員会の設置数		一つの農業委員会を設置
法 律		農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項
合併特例法の適用条文		市町村の合併の特例等に関する法律第 1 1 条第 1 項及び第 2 項
委員会の名称		長岡市農業委員会
区域の概要	区 域	全市域
	区域面積	8 9, 0 9 1 h a
	農地面積	1 8, 7 9 8 h a
	農業経営体数	1 5, 0 9 1
合併特例法 適用期間	選挙委員数	4 2 人（長岡市の選挙委員 4 0 人＋編入される川口町選挙委員で互選による 2 人）
	選任委員数	1 2 人（長岡市の選任委員 1 0 人＋北魚沼農業共同組合及び魚沼農業共済組合推薦の委員各 1 人）
	委員数合計	5 4 人
	任 期	合併の日から平成 2 3 年 7 月 1 9 日まで（長岡市の委員の残任期間）
合併後最初に行われる一般選挙から	選挙委員の選挙	任期満了日前 3 0 日以内に選挙
	選挙委員数	4 0 人
	選任委員数	1 2 人（農業協同組合推薦 5 人、農業共済組合推薦 2 人、土地改良区推薦 1 人、市議会推薦 4 人を選任）
	委員数合計	5 2 人
	任 期	平成 2 3 年 7 月 2 0 日から 3 年間
	選 挙 区	長岡市 1 1、川口選挙区 1、計 1 2 の選挙区については、平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の選挙人名簿確定の段階で、選挙区及び選挙区定数の取扱いを協議する。

議案第12号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、法人市町村民税の法人税割については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第16条第1項の規定により、不均一の課税をすることとし、平成24年度までは現行どおりとする。

議案第12号参考資料

長岡市の制度に統一するもの

税 目		長岡市	川口町	調整方針案	備 考
(1) 個人市町村民税	均等割	3,000円		—	(地方税法の標準税率)
	所得割	6%		—	(地方税法の標準税率)
	納 期			長岡市の制度に統一する。	地方税法では、普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、原則として、6月、8月、10月及び1月中において、当該市町村の条例で定めることとしている。
	第1期	6月16日～30日	6月16日～30日		
	第2期	8月16日～31日	7月16日～31日		
	第3期	10月16日～31日	8月16日～31日		
	第4期	1月16日～31日	9月16日～30日		
	第5期		10月16日～31日		
	第6期		11月16日～30日		
第7期		12月16日～31日			
第8期		1月16日～31日			
(2) 市町村たばこ税	税 率	1,000本単位の税率		—	(地方税法の税率)
(3) 軽自動車税	税 率	軽自動車の種類毎の税率		—	(地方税法の標準税率)
	納 期	5月16日～31日		—	
(4) 入湯税	税 率	入浴客1人 1泊 150円 日帰り 50円		—	

(5) 鉱産税	税 率	標準税率		—	(地方税法の標準税率)
(6) 固定資産税	税 率	1.4%		—	(地方税法の標準税率)
	納 期			長岡市の制度に統一する。	地方税法では、原則として、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定めることとしている。
	第1期	4月16日～30日	6月16日～30日		
	第2期	7月16日～31日	7月16日～31日		
	第3期	12月16日～28日	8月16日～31日		
	第4期	2月16日～末日	9月16日～30日		
	第5期		10月16日～31日		
	第6期		11月16日～30日		
	第7期		12月16日～31日		
第8期		1月16日～31日			
(7) 特別土地保有税	税 率	保有分 1.4%	取得分 3.0%	—	平成15年度から当分の間、課税停止。
(8) 都市計画税	税 率	0.2%	(都市計画区域が設定されていない。)	—	

長岡市の制度に統一するが、一部調整を行う税目

税 目		長岡市	川口町	調整方針案	備 考
(1) 法人市町村民税	均等割	資本金等の額、従業者数に応じ、9段階の標準税率 5万円～300万円		—	(地方税法の標準税率)
	法人税割	14.7% (地方税法の制限税率)	12.3% (地方税法の標準税率)	長岡市の制度に統一する。ただし、不均一課税を実施する。	平成24年度までは現行どおりとする。

議案第13号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 川口町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。
なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

一般職の職員の身分の取扱い方針の骨子

- 1 職員の身分の引継ぎについては、合併の日において長岡市の職員として採用されるものとする。
- 2 職員の職名については、長岡市の職制を基本として決定する。
- 3 職員の給与については、長岡市の制度を基本として決定する。
- 4 職員の給料月額、は、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障する。

一般職の人数（平成21年4月1日現在）

（単位：人）

	長岡市	川口町	合計
実職員数	2,702	72	2,774

議案第14号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

財産の取扱い

- 1 川口町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。
- 2 財産区有財産は、財産区有財産として長岡市に引き継ぐものとする。

財産に関する基本的な項目

公有財産

1 土地

(1) 行政財産

- ① 公用財産（本庁舎、消防施設、その他）
- ② 公共用財産（学校、公園、その他）

(2) 普通財産

- ① 山林
- ② その他

2 建物

(1) 行政財産

- ① 公用財産（本庁舎、消防施設、その他）
- ② 公共用財産（学校、公園、その他）

(2) 普通財産

3 物件

温泉権

4 有価証券

株 券

5 出資による権利

- (1) 出資金
- (2) 出捐金

物 品

自動車、自動車を除く物品

基 金

財政調整基金、減債基金、国民健康保険給付準備基金、介護給付費準備基金等

地方債残高

普通会計分等

債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

議案第15号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

特別職の身分の取扱い

川口町の町長及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

組織機構及び支所の取扱いについて

組織機構及び支所の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

組織機構及び支所の取扱い

- 1 現在の長岡市役所を本庁とし、川口町役場をその行政区域を所管する支所とする。
- 2 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。
 - (1) 住民サービスの低下をきたさないこと。
 - (2) 既存庁舎等を活用すること。
 - (3) 合併のメリットを発揮できること。
 - (4) 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。
 - (5) 住民の声を的確に反映すること。
 - (6) 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。
 - (7) 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。
 - (8) 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。
- 3 組織機構は、段階的に再編及び見直しを行うものとする。
- 4 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
- 5 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

長岡市及び川口町における附属機関等の設置状況

1 共通する附属機関等

長岡市	川口町
長岡市特別職報酬等審議会	川口町特別職報酬審議会
長岡市行財政改革推進市民委員会	川口町行政改革推進委員会
長岡市情報公開・個人情報保護審査会	川口町情報公開・個人情報保護審査会
長岡市防災会議	川口町防災会議
長岡市国民保護協議会	川口町国民保護協議会
長岡市交通安全対策会議	川口町交通安全対策会議
長岡市生涯学習推進会議	川口町生涯学習推進協議会
長岡市民生委員推薦会	川口町民生委員推薦会
長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会	小千谷市・魚沼市・川口町障害者介護給付費等支給審査会
長岡市高齢者保健福祉推進会議	介護保険事業計画策定委員会 川口町地域包括支援センター運営協議会 川口町地域密着型サービス運営委員会
長岡市・出雲崎町介護認定審査会	小千谷市・川口町介護認定審査会
長岡市国民健康保険運営協議会	川口町国民健康保険運営協議会
長岡市予防接種健康被害調査委員会	小千谷市・川口町予防接種健康被害調査委員会
ながおかヘルシープラン21推進協議会	川口町健康づくり推進協議会
長岡市栃尾地域露店市場管理委員会	川口町祭礼露店市場管理委員会
長岡市都市計画審議会	川口町都市計画審議会
長岡市雪みち計画推進協議会	川口町雪みち計画推進協議会
長岡市就学指導委員会	川口町心身障害児就学指導委員会
長岡市青少年問題協議会	川口町青少年問題協議会
長岡市社会教育委員会	川口町社会教育委員会
長岡市文化財保護審議会	川口町文化財保護審議会
長岡市文化施設指定管理者選定委員会	川口町指定管理者選定委員会
長岡市スポーツ施設指定管理者選定委員会	〃
長岡市福祉施設指定管理者選定委員会	〃
長岡市産業・都市基盤施設指定管理者選定委員会	〃

2 固有の附属機関等

長岡市	川口町
長岡市非常勤職員公務災害補償認定委員会	川口町総合計画審議会
長岡市非常勤職員公務災害補償審査会	小千谷市・川口町障害者介護給付費等支給審査会
長岡市表彰審査会	魚沼地域胃集団検診協議会
長岡市戦災資料館企画運営検討委員会	魚沼地域視聴覚教育協議会
「(仮称)長岡市市民協働条例」検討委員会	川口町行政事務改善委員会
「(仮称)長岡市男女共同参画推進条例」検討委員会	川口町公共事業評価審査委員会
長岡市男女共同参画社会づくり推進懇談会	養護老人ホーム入所者判定委員会
長岡市スポーツ振興審議会	川口町高齢者サービス調整チーム
長岡市スキー場安全対策連絡協議会	川口町生涯学習基本構想策定委員会
長岡市障害者施策推進協議会	川口町生涯学習専門委員会
長岡市高齢者センターPFI事業運営協議会	川口町地域公共交通会議
長岡市福祉有償運送運営協議会	川口町農村地域工業導入対策審議会
長岡市障害者自立支援協議会	川口町要保護児童対策地域協議会
長岡市食育推進会議	川口町地域自立支援協議会
長岡市食育推進連絡会議	川口町総代会
長岡市バイオマスタウン構想策定検討委員会	川口町連絡長
長岡市環境審議会	川口町学校給食センター運営委員会
長岡市地下水対策協議会	
生ごみバイオガス化事業PFI事業者選定委員会	
長岡市廃棄物減量等推進審議会	
長岡市放置自動車廃物判定委員会	
ながおかグリーン・ツーリズム推進協議会	
長岡市農業・農村振興協議会	
長岡市病害虫防除協議会	
長岡市都市景観審議会	
長岡市都市マスタープラン策定委員会	
長岡市中心市街地構造改革会議	

長岡市	川口町
長岡防災シビックコア地区整備推進連絡協議会	
長岡市建築審査会	
長岡市建築紛争調整委員会	
長岡市開発審査会	
長岡市住宅対策委員会	
長岡市花いっぱいフェア開催協議会	
長岡市緑花センター（仮称）施設整備検討委員会	
長岡市悠久山公園整備協議会	
長岡南越路スマート I C 社会実験協議会	
長岡南越路スマート I C 地区協議会	
中之島地域委員会	
越路地域委員会	
三島地域委員会	
山古志地域委員会	
小国地域委員会	
和島地域委員会	
寺泊地域委員会	
栃尾地域委員会	
与板地域委員会	
長岡市小国地域生活交通検討委員会	
長岡市水中運動普及促進モデル事業推進委員会	
長岡市教育委員会事務評価委員会	
長岡市公立学校通学区域審議会	
長岡市熱中！感動！夢づくり教育推進会議	
小中連携のあり方を考える懇談会	
長岡市子育て応援プラン推進協議会	
長岡市放課後子どもプラン運営委員会	
地域における保育サービスのあり方検討部会	

長岡市	川口町
長岡市公民館運営審議会	
長岡市図書館協議会	
長岡栃尾美術館協議会	
長岡市馬高・三十稲場遺跡保存整備専門委員会	
長岡市寺泊水族博物館協議会	
長岡市直江兼統展示整備検討委員会	
長岡市教育センター運営委員会	

議案第 17 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 10 月 19 日提出

長岡市・川口町合併協議会

会 長 森 民 夫

条例・規則等の取扱い

条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に係る条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

市町村合併に伴う例規整備について

1 編入合併における例規の取扱い

編入する市町村の法人格はそのまま存続するため、編入する市町村の既存の例規は、引き続き効力を有する。

一方、編入される市町村は、市町村合併が行われることにより法人格が消滅するため、既存の例規は効力を失うこととなる。

このため、編入する市町村は、事務事業の調整による既存の例規の改正や、合併協議会によって定めた各種特例のうち例規で定める必要のあるもの（税の不均一課税等）、編入される市町村の施設等について例規の整備を行うこととなる。

2 2市町における条例、規則等の総件数（平成21年4月1日現在）

条例	465件
規則	477件
要綱、規程等	664件
計	1,606件

3 例規整備の作業内容

①例規の調整方針の検討・決定

各分科会において、各種の事務事業等の調整方針と併せて、例規の調整方針について検討する。

検討に当たっては、例規を種類による区分と施行方法による区分により分類するとともに、それぞれの例規について制定、廃止、統合、分離のいずれにすべきかを検討し、整理する。

ア 例規の種類による区分

条例事項として定めるべきもの、規則事項となるもの等を統一的な基準により整理し、それぞれの例規の法形式（条例、規則、要綱等）を確定する。

イ 施行方法による区分

整備すべき例規の施行の方法により、即時施行、暫定施行、漸次施行のいずれかに決定する。

即時施行の例規…法律の規定により必ず設置するもの（例：市の位置を定める条例）、市の組織に関するもの（例：部制条例）、市民の権利の制限又は義務を課すもの（例：税条例）、公の施設等の設置・管理に関するもの等、合併と同時に施行させる必要があるもの

暫定施行の例規…暫定措置として、従来その地域に施行されていた例規を新市の例規として当該地域に引き続き施行させるため、合併と同時に施行させる必要があるもの

漸次施行の例規…合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

②例規原案作成調書の作成

例規 1 件ごとに、新例規の名称や、各分科会において調整し、決定した事項等を記載した例規原案作成調書を作成する。

③例規原案の作成

例規原案作成調書に基づき、各例規の原案を作成し、各分科会において検討する。

議案第18号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

一部事務組合等

1 一部事務組合

区分	名称	長岡市	川口町	見附市	小千谷市	出雲崎町	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	調整方針案
衛生・消防	小千谷地域広域事務組合		○		○							合併の日の前日をもって解散し、財産は清算する。合併の日にすべての職員は小千谷市に引き継ぐ。なお、旧川口町地域の事務は小千谷市に委託する方向で調整する。
福祉・保健・医療	魚沼地域特別養護老人ホーム組合		○		○		○	○	○			川口町は、合併の日の前日をもって脱退する。
	魚沼地区障害福祉組合	○	○		○		○	○	○	○	○	川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
企画	長岡地域広域行政組合	○	○	○	○	○						(平成22年3月30日組合解散予定)
組織・給与	新潟県市町村総合事務組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの ・非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償 ・組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 ・消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与 ・消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与 ・住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済 ・新潟県自治会館の設置及び管理運営

2 協議会(地方自治法第252条の2に基づくもの)

区分	名称	長岡市	川口町	見附市	小千谷市	出雲崎町	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	調整方針案
教育	魚沼地域視聴覚教育協議会		○		○		○	○	○			川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
福祉・保健・医療	魚沼地域胃集団検診協議会		○		○		○	○	○	○	○	川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。

3 機関の共同設置

区分	名称	長岡市	川口町	見附市	小千谷市	出雲崎町	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	調整方針案
福祉・保健・医療	小千谷市・魚沼市・川口町予防接種健康被害調査委員会		○		○		○					川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害調査委員会です務を行う。
	小千谷市・川口町介護認定審査会		○		○							川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市・出雲崎町介護認定審査会です務を行う。
	小千谷市・川口町障害者介護給付費等支給審査会		○		○							川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会です務を行う。

4 事務委託

区分	委託している団体	委託業務内容	受託団体	受託している団体	調整方針案
教育	川口町	川口町に所属する校長等の研修等に関する事務のうち、魚沼市理科センターを利用することによって行う事務	魚沼市	魚沼市	合併の日の前日をもって廃止する。

5 広域連合

区分	名称	長岡市	川口町	見附市	小千谷市	出雲崎町	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	調整方針案
広域連合	新潟県後期高齢者医療広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

6 土地開発公社

区分	名称	長岡市	川口町	見附市	小千谷市	出雲崎町	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	調整方針案
公社	長岡地域土地開発公社	○	○	○	○		○					川口町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

使用料・手数料等の取扱い

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 手数料については、長岡市の制度に統一する。ただし、消防関係の手数料は現行どおりとする。
- 4 協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める使用料・手数料等については除くものとする。

使用料・手数料等の取扱いの調整方針案

- 1 施設使用料（川口町に該当する施設のみを掲載） 13項目
 - (1) 現行どおりとする。 1項目
同一又は類似する施設であっても、施設の規模、内容等が異なるため、現行どおりとするもの。
 - (2) 長岡市の制度を基に統一する。（21年度は現行どおりとする。） 4項目
同一の施設であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとするもの。
 - (3) 長岡市の制度を基に統一する。（23年度までは現行どおりとする。） 4項目
同一又は類似する施設であるが、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するとともに、周知期間を要するため経過措置を置くもの。
 - (4) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 4項目
同一又は類似する施設であるが、施設の設置経緯や、管理運営方法、料金体系などが異なることから、調整に期間を要するため、当分の間現行どおりとするもの。
- 2 行政財産使用料及び占用料 6項目
 - (1) 長岡市の制度に統一する。（21年度は現行どおりとする。） 6項目
同一の内容であることから、新市として基準を統一するもの。ただし、合併年度は現行どおりとし、翌年度から料金を統一するもの。
- 3 手数料 36項目
 - (1) 長岡市の制度に統一する。 33項目
 - (2) 現行どおりとする。 3項目
当該事務を委託することから、委託期間においては委託先の手数料額とするもの。

1 施設使用料

(1) 現行どおりとする。

No.	使用料名	長岡市	川口町
①	郷土資料館入館料	長岡市郷土史料館	川口町歴史民俗資料館

(2) 長岡市の制度を基に統一する。(21年度は現行どおりとする。)

No.	使用料名	長岡市	川口町
①	斎場使用料	長岡市斎場	川口町斎場
②	小中学校施設使用料 (目的外使用)	長岡市立小・中学校	川口町立小・中学校
③	農村環境改善センター使用料		川口町農村総合振興センター
④	公民館使用料	長岡市中央公民館	川口町公民館 川口町公民館分館(10ヶ所)

(3) 長岡市の制度を基に統一する。(23年度までは現行どおりとする。)

No.	使用料名	長岡市	川口町
①	体育館使用料	長岡市市民体育館 長岡市南部体育館 長岡市北部体育館 長岡市みしま体育館 長岡市新産体育館	運動公園体育館
②	テニス場使用料	希望が丘テニス場 東山テニス場	運動公園テニスコート
③	野球場使用料	悠久山野球場	運動公園野球場
④	その他運動施設使用料	信濃川河川公園(野球場) スポーツ広場(野球場) 信濃川南部運動公園(野球場) 乙吉運動広場(野球場) 信濃川河川公園(ソフトボール) 信濃川右岸運動公園(ソフトボール) 信濃川河川公園(テニスコート) ニュータウンいこいの広場(テニスコート) 乙吉運動広場(テニスコート) 信濃川河川公園(サッカー場)	運動公園多目的広場 運動公園ゴルフ場 室内ゲートボール場 フィールドアスレチック つりぼり オートキャンプ場 高原キャンプ場 パークゴルフ場(芝生広場) ピクニック広場(野外ステージ・ローラースケート)

※「長岡市」は旧長岡市の施設のみ表示

(4) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

No.	使用料名	長岡市	川口町
①	観光施設使用料	河井継之助記念館 八方台	ホテルサンローラ(コテージ、古民家) えちご川口温泉 川口町交流物産館(あぐりの里)
②	多目的ホール等使用料	地域会館等	川口町交流体験館
③	老人福祉施設使用料	長岡ロングライフセンター 長岡市高齢者センターけさじろ 長岡市高齢者センターまきやま 長岡市高齢者センターふそき 長岡市高齢者センターみやうち	川口町老人憩の家「末広荘」 高齢者生活福祉センター「ぬくもり荘」
④	町民文化会館使用料		川口町町民文化会館

2 行政財産使用料及び占用料

No.	使用料名	長岡市	川口町
①	行政財産目的外使用料	○	○
②	法定外公共物使用料・採取料	○	○
③	公園占用料等	○	○
④	道路占用料	○	○
⑤	準用河川流水占用料等	○	○
⑥	下水道敷占用料	○	○

2 手数料

(1)長岡市の制度に統一する(21年度は現行どおりとする)

管財		長岡市	川口町
手数料名		長岡市	川口町
1	更正図関係		
(1)	閲覧手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円

税務・収納		長岡市	川口町
手数料名		長岡市	川口町
1	租税公課に関する証明書		
(1)	所得証明、非課税証明など	1件につき 250円	1件につき 300円
2	資産に関する証明書		
(1)	評価証明、公課証明、名寄帳など	1枚につき 250円	1件につき 300円
(2)	評価通知	無料	無料
3	住宅用家屋証明書		
(1)	住宅用家屋証明	1枚につき 250円	1件につき 1,300円
4	営業又は職業に関する証明書		
(1)	営業証明(個人、法人)	1件につき 250円	1件につき 300円
5	その他の税務関係		
(1)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円
(2)	その他の証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円

福祉・保健・医療		長岡市	川口町
手数料名		長岡市	川口町
1	介護保険関係		
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円
2	保育料関係		
(1)	督促手数料	1通につき 100円	-

住民・国保・年金

手 数 料 名		長 岡 市	川 口 町
1 戸籍・住民基本台帳関係			
(1)	戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通につき 450円	1通につき 450円
(2)	戸籍の個人・一部事項証明書 (戸籍抄本)	1通につき 450円	1通につき 450円
(3)	戸籍の記載事項証明書	1件につき 350円	1件につき 350円
(4)	除籍の全部・個人・一部事項証明書 (除籍謄・抄本)	1通につき 750円	1通につき 750円
(5)	除籍の記載事項証明書	1件につき 450円	1件につき 450円
(6)	戸籍届書受理証明書・戸籍の届出記載事項証明書 (婚姻等の上質紙で証明)	1通につき 350円 (1,400円)	1通につき 350円 (1,400円)
(7)	届書その他受理書類の閲覧	1件につき 350円	1件につき 350円
(8)	附票の全部・一部事項証明書 (戸籍附票全員・個人)	1通につき 250円	1通につき 300円
(9)	住民票の写し(世帯全員・個人)	1通につき 250円	1通につき 300円
(10)	除かれた住民票の写し	1通につき 250円	1件につき 300円
(11)	住民票記載事項証明書	1通につき 250円	1件につき 300円
(12)	住民票の閲覧	1世帯につき 200円	1件につき 300円
(13)	印鑑登録	1件につき 200円	1件につき 300円
(14)	印鑑登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
(15)	身分証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
(16)	外国人登録に関する証明書	1通につき 250円	1件につき 300円
(17)	公的年金の証明書	無料	無料
(18)	転出証明書	無料	無料
(19)	認可地縁団体登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
(20)	認可地縁団体印鑑登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
(21)	住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円	1件につき 500円
(22)	住民基本台帳カードの再交付	1件につき 500円	1件につき 500円
2 道路運送法車両法関係			
(1)	臨時運行許可申請に対する審査	1両につき 750円	1両につき 750円

手数料名		長岡市	川口町
3 国民健康保険関係			
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円
4 後期高齢者医療関係			
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円

環境

手数料名		長岡市	川口町
1 鳥獣飼養許可関係			
(1)	鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付に係る手数料	1件につき 3,400円	1件につき 3,400円
2 狂犬病予防法に基づく犬の登録関係			
(1)	犬の登録	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円
(2)	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	1件につき 550円
(3)	犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円
(4)	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	1件につき 340円
3 一般廃棄物処理業許可関係			
(1)	一般廃棄物処理業許可証交付	1件につき 10,000円 変更許可 10,000円 再交付 2,000円	1件につき 3,000円 再交付 1,000円

都市計画

手数料名		長岡市	川口町
1 都市計画法関係			
(1)	都市計画法第5条証明	1通につき 250円	1通につき 300円
(2)	都市計画法第7条証明	1通につき 250円	1通につき 300円
(3)	都市計画法第8条証明	1通につき 250円	1通につき 300円

建築住宅

手数料名		長岡市	川口町	
1 租税特別措置法(優良宅地造成認定申請及び優良住宅新築認定申請)関係				
(1)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅造成認定申請)に対する審査	0.1ha未満	1件につき 86,000円	1件につき 86,000円
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 130,000円	1件につき 130,000円
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 190,000円	1件につき 190,000円
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 260,000円	1件につき 260,000円
		1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 390,000円	1件につき 390,000円
(2)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅造成認定申請)に対する審査	3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 510,000円	1件につき 510,000円
		6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 660,000円	1件につき 660,000円
		10.0ha以上	1件につき 870,000円	1件につき 870,000円
(3)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅新築認定申請)に対する審査	100㎡以下	1件につき 6,200円	1件につき 6,200円
		100㎡超 500㎡以下	1件につき 8,600円	1件につき 8,600円
		500㎡超 2,000㎡以下	1件につき 13,000円	1件につき 13,000円
		2,000㎡超 10,000㎡以下	1件につき 35,000円	1件につき 35,000円
		10,000㎡超 50,000㎡以下	1件につき 43,000円	1件につき 43,000円
		50,000㎡超	1件につき 58,000円	1件につき 58,000円
		2 建築基準法に規定する確認申請関係		
(1)	建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認申請に対する審査他(全31項目)	1件につき 5,000円他 (全31項目)	-	
3 建築基準法に規定する許可申請関係				
(1)	建築基準法第7条の6第1項第1号の規程による仮使用の承認申請に対する審査他(全36項目)	1件につき 120,000円他 (全36項目)	-	
4 新潟県建築基準条例に規定する認定申請関係				
(1)	新潟県建築基準条例第5条第2項の規程による認定申請に対する審査	1件につき 27,000円	-	

手数料名			長岡市	川口町	
5 都市計画法に規定する許可等申請関係					
(1)	都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可申請に対する審査他	ア 主として住宅建築の目的で行う開発行為	0.1ha未満	1件につき 8,600円	-
			0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 22,000円	-
			0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 43,000円	1件につき 43,000円
			0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 86,000円	1件につき 86,000円
			1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 130,000円	1件につき 130,000円
			3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 170,000円	1件につき 170,000円
			6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 220,000円	1件につき 220,000円
			10.0ha以上	1件につき 300,000円	1件につき 300,000円
			イ 主として住宅以外の建築で、業務目的で行う開発行為	0.1ha未満	1件につき 13,000円
	0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 30,000円		-	
	0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 65,000円		1件につき 65,000円	
	0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 120,000円		1件につき 120,000円	
	1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 200,000円		1件につき 200,000円	
	3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 270,000円		1件につき 270,000円	
	6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 340,000円		1件につき 340,000円	
	10.0ha以上	1件につき 480,000円		1件につき 480,000円	
	ア、イ以外の開発行為	0.1ha未満		1件につき 86,000円	-
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 130,000円	-	
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 190,000円	1件につき 190,000円	
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 260,000円	1件につき 260,000円	
		1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 390,000円	1件につき 390,000円	
		3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 510,000円	1件につき 510,000円	
		6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 660,000円	1件につき 660,000円	
		10.0ha以上	1件につき 870,000円	1件につき 870,000円	

手数料名		長岡市	川口町	
(2)	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく変更許可申請(開発行為変更許可申請)に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは870,000円とする。	同左	
		ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額	同左	
		イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額	同左	
		ウ その他の変更については、10,000円	同左	
(3)	都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく許可申請に対する審査	1件につき 46,000円	-	
(4)	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可申請に対する審査	1件につき 26,000円	-	
(5)	都市計画法第43条の規定に基づく許可申請(開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請)に対する審査	敷地面積		
		0.1ha未満	1件につき 6,900円	-
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 18,000円	-
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 39,000円	-
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 69,000円	-
		1.0ha以上	1件につき 97,000円	-
(6)	都市計画法第45条の規定に基づく承認申請(開発許可を受けた地位の承継の承認申請)に対する審査	ア 主として住宅建築の目的で行う開発行為であつて開発区域の面積が1ha未満のもの	1件につき 1,700円	1件につき 1,700円
		イ 主として住宅以外の建築で、業務目的で行う開発行為であつて開発区域の面積が1ha以上のもの	1件につき 2,700円	1件につき 2,700円
		ウ ア、イ以外のもの	1件につき 17,000円	1件につき 17,000円
(7)	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 470円	用紙1枚につき 470円	
(8)	都市計画法施行規則第60条による証明	1通につき 250円	1通につき 300円	
6 住宅関係				
(1)	督促手数料(住宅使用料)	1通につき 100円	1通につき 100円	
(2)	自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明書)の交付	1件につき 250円	無料	

道路・河川

手数料名		長岡市	川口町	
1 自転車等放置防止条例関係				
(1)	返還手数料	自転車	1件につき 1,400円	-
		原動機付自転車	1件につき 2,100円	-
2 自転車駐車場条例関係				
(1)	管理料	自転車	1件につき 1,400円	-
		原動機付自転車	1件につき 2,100円	-
3 道路関係				
(1)	道路幅員証明		1件につき 250円	-

下水道

手数料名		長岡市	川口町
1 下水道受益者負担金関係			
(1)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円
(2)	納付証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円
2 浄化槽清掃業許可関係			
(1)	浄化槽清掃業許可証交付	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円
(2)	浄化槽清掃業許可証交付 再交付	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円
3 排水設備指定工事店登録関係			
(1)	排水設備指定工事店 登録	無料	無料

水道・ガス

手数料名		長岡市	川口町
1 給水装置の新設工事、改造工事、増設工事の申請			
(1)	申請手数料	1件につき 3,000円	-
2 指定給水装置工事事業者指定		1件につき 10,000円	1件につき 10,000円

手数料名		長岡市	川口町
3 その他の水道関係			
(1)	消防演習立会手数料	無料	-
(2)	開閉栓手数料	無料	開栓 無料 閉栓 500円
(3)	証明手数料	1件につき 250円	-
4 簡易内管施工登録店関係(ガス)			
(1)	簡易内管施工登録店登録手数料	1件につき 15,000円	1件につき 10,000円
(2)	簡易内管施工登録店更新手数料	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円

農業委員会

手数料名		長岡市	川口町
1 農地法関係			
(1)	現地確認が必要な証明書	1通につき 700円	1件につき 300円
(2)	その他証明書(下記除く)	1通につき 250円	1件につき 300円
(3)	経営状況(耕作者)証明で、農地法の許可申請書、農地競売買受適格者証明書交付申請書、利用権設定申出書などに添付する場合	無料	1件につき 300円
(4)	農地等競売(公売)買受適格者証明書	無料	無料

(2) 現行どおりとする

消 防			長 岡 市	川 口 町
手 数 料 名				
1 災害被災証明関係				
(1)	火災、震災、風水害、雪害その他これらに類する災害に被災したことの証明		1件につき 250円	無料
2 危険物施設許可申請等関係				
(1)	消防法関係手数料			
	消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査他(全102項目)		1件につき 5,400円他	1件につき 5,400円他
(2)	火災予防条例の規定によるタンク検査			
	ア 水張検査	容量10,000ℓ以下のタンク	1件につき 6,000円	1件につき 6,000円
		容量10,000ℓを超えるタンク	1件につき 11,000円	1件につき 11,000円
	イ 水圧検査	容量600ℓ以下のタンク	1件につき 6,000円	1件につき 6,000円
		容量600ℓを超えるタンク	1件につき 11,000円	1件につき 11,000円
3 その他の消防関係				
(1)	救急搬送証明		1件につき 250円	1件につき 300円
(2)	防火管理講習修了証明		1件につき 250円	無料
(3)	消防法令適合証明		1件につき 250円	1件につき 300円
(4)	その他の手数料		1件につき 250円	1件につき 300円

※川口町の金額は、小千谷地域広域事務組合の手数料額。

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

公共的団体等の取扱い

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に努める。

- (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、将来統合するよう調整に努める。
- (4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。

主な公共的団体等一覧表

区 分	No.	長 岡 市	川 口 町
広 報	1	長岡市記者会	
	2	長岡地域記者会	
防災・防犯・交通	3	長岡地域防犯協会	川口町防犯協会
	4	長岡地区防犯組合連合会	小千谷地区防犯協会連合会
	5	長岡地区交通安全協会	小千谷地区交通安全協会
	6	長岡地域交通安全協議会	川口町交通安全協会
	7	長岡市交通安全対策会議	川口町交通安全対策会議
管 財	8	長岡地区安全運転管理者協会	小千谷地区安全運転管理者協会
税務・収納	9	長岡地区納税貯蓄組合連合会	
	10	長岡地区税務協議会	小千谷税務署管内税務協議会
	11	長岡地区租税教育推進協議会	魚沼市・川口町租税教育推進協議会
	12	(社)地方税電子化協議会	(社)地方税電子化協議会
	13	新潟県地方税徴収機構	新潟県地方税徴収機構
消 防	14	(財)新潟県危険物安全協会長岡地区支会	(財)新潟県危険物安全協会小千谷地区支会
	15		小千谷地域防火管理協会
福祉・保健・医療	16	(社福)長岡市社会福祉協議会	(社福)川口町社会福祉協議会
	17	(社)長岡市シルバー人材センター	(社)川口町シルバー人材センター
	18	長岡市民生委員児童委員協議会	川口町民生委員児童委員協議会
	19	日本赤十字社新潟県支部長岡市地区	日本赤十字社新潟県支部川口町分区
	20	新潟県共同募金会長岡市支会	新潟県共同募金会川口町支会
	21	長岡市老人クラブ連合会	川口町老人クラブ連合会
	22	長岡母子寡婦福祉会	川口町母子寡婦福祉会(雪つばきの会)
	23	長岡地区保護司会	小千谷魚沼地区保護司会
24	長岡市身体障害者団体連合会	川口町身体障害者福祉協会	

※「長岡市」は旧長岡市の公共的団体等のみ表示

区 分	No.	長 岡 市	川 口 町
福祉・保健・医療	25	長岡市連合遺族会	川口町遺族会
	26	軍恩連盟長岡市連合支部	
	27	新潟県傷痍軍人会長岡支部	
	28	長岡市手をつなぐ育成会	川口町手をつなぐ育成会
	29	長岡市精神障害者家族会 (希望の会)	川口町精神障害者家族会 (ひまわりの会)
	30	(社)長岡市医師会	小千谷市・魚沼市・川口町医師会
	31	(社)長岡歯科医師会	
	32	(社)長岡市薬剤師会	
	33	長岡薬業協同組合	
	34	長岡市食生活改善推進委員協議会	川口町食生活改善推進委員協議会
	35	長岡市母子保健推進員協議会	
	36	新潟県中越食品衛生協会	
	37	長岡出雲崎地区保育事業研究会	
環境	38		ふるさとの森づくり実行委員会
	39		町環境衛生組合
商 工・労 働	40	長岡商工会議所	
	41	関原地区商工会	川口町商工会
		二和地区商工会	
	42	長岡市商店街連合会	
	43	長岡市大手通商店街振興組合	
		長岡市スズラン通商店街振興組合	
		長岡市東坂之上町一丁目商店街振興組合	
		殿町通商店街組合	
長岡新天街連盟			

分科会名	No.	長岡市	川口町
商工・労働	43	長岡銀座商店街振興組合	
		長岡駅前商店街組合	
		長岡駅東口台町商店会	
		宮内商店街	
		長岡市大手通1丁目商店街協同組合	
		長岡市大手通2丁目商店街協同組合	
		長岡市商店街振興組合連合会	
	44	長岡中小企業相談所	
	45	長岡市雇用対策協議会	小千谷・川口・魚沼雇用安定協議会
	46	連合新潟中越地域協議会長岡支部	
	47	中越地区労働組合総連合長岡地域協議会	
	48	長岡市職業訓練協会	
	49	長岡電気工事職業訓練協会	
	50	長岡鉄工業協同組合	
	51	中越鋳物工業協同組合	
	52	長岡アパレル工業協同組合	
	53	県央ファッション工業協同組合	
	54	ナガオカファッション協同組合	
	55	中小企業経友会	
56	長岡技術者協会		
57	長岡工業高等専門学校協力会		
観光	58	長岡観光・コンベンション協会	川口町観光協会
	59		越後川口ふるさと友の会
	60	長岡まつり協議会	川口まつり実行委員会

分科会名	No.	長岡市	川口町
観光	60	長岡雪しか祭り実行委員会	えちごかわぐち雪洞火ぼたる祭実行委員会
			震災復興祈念物産展実行委員会
農林	61	越後ながおか農業協同組合	北魚沼農業協同組合
	62	中越農業共済組合	魚沼農業共済組合
	63	信濃川左岸土地改良区ほか9土改、福島江刈谷田川大堰土地改良区連合	川口町土地改良区
	64		川井土地改良区
	65	長岡地域認定農業者会	川口町認定農業者協議会
	66	長岡市農村女性グループ	
	67	中越よつば森林組合	十日町地域森林組合
	68	新潟県酪農農業協同組合中部支所	
	69	長岡市緑の少年団	
	70	長岡市錦鯉養殖組合	川口町養鯉組合
	71		えちご川口生産者協議会
	72	長岡市担い手ネットワーク	
	73	長岡市担い手育成総合支援協議会	川口町担い手育成総合支援協議会
	74	ながおかグリーンツーリズム推進協議会	えちご川口体験交流推進協議会
	75	長岡市農地・水・環境保全向上対策地域協議会	川口町農地・水・環境保全向上対策協議会
都市計画	76	長岡地区土地区画整理組合協議会	
学校教育	77	長岡市学校教育研究協議会	川口町教職員協議会
生涯学習・公民館・文化施設	78	長岡市小中学校PTA連絡協議会	川口町PTA連絡協議会
	79	長岡市コミュニティセンター運営研究会	
	80	史跡保存会	
	81	馬高・三十稲場遺跡保存会	
	82	長岡市民俗芸能協会	

分科会名	No.	長岡市	川口町
生涯学習・公民館・文化施設	83	長岡市音楽文化協会	
	84	長岡市美術協会	
青少年健全育成	85	長岡市子ども会連絡協議会	
	86	長岡市青少年育成会	
スポーツ・体育施設	87	財団法人 長岡市体育協会	川口町体育協会
	88	長岡市体育指導委員連盟	川口町体育指導委員会
	89	長岡市スポーツ少年団	川口町スポーツ少年団
	90	長岡市レクリエーション協会	

議案第21号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

町名・字名の取扱い

町（字）の名称については、次のとおりとする。

- 1 長岡市においては、現行どおりとする。
- 2 川口町においては、「大字」の表記を削除し、「川口」をつける。
ただし、大字川口、大字西川口にはつけない。
また、大字川口は、「東川口」とし、大字木澤の「澤」を「沢」とする。

1 町(字)の名称の具体例

長岡市 現行どおり

川口町 下記のとおり(全11町名)

No.	字名	変更後	よみかた
1	大字相川	川口相川	かわぐちあいかわ
2	大字荒谷	川口荒谷	かわぐちあらや
3	大字牛ヶ島	川口牛ヶ島	かわぐちうしがしま
4	大字川口	東川口	ひがしかわぐち
5	大字木澤	川口木沢	かわぐちきざわ
6	大字田麦山	川口田麦山	かわぐちたむぎやま
7	大字峠	川口峠	かわぐちとうげ
8	大字中山	川口中山	かわぐちなかやま
9	大字西川口	西川口	にしかわぐち
10	大字武道窪	川口武道窪	かわぐちぶどうくぼ
11	大字和南津	川口和南津	かわぐちわなづ

各種団体への補助金・交付金の取扱いについて

各種団体への補助金・交付金の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 10 月 19 日提出

長岡市・川口町合併協議会

会 長 森 民 夫

各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的及び効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 両市町同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
- (2) 両市町独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止する方向で調整する。

各種団体への補助金・交付金(運営費補助金)一覧表

区 分	No.	長 岡 市	川 口 町
企画・総合計画	1	DV被害者緊急一時保護事業費補助金	
	2	留学生活動支援事業補助金	
	3	(財)長岡市国際交流協会補助金	
	4	(財)山の暮らし再生機構補助金	
防災・防犯・交通	5	長岡地域防犯協会補助金	
	6		川口町交通安全協会補助金
	7		小型船舶操縦士会補助金
税 務・収 納	8	長岡地区納税貯蓄組合奨励金	
福祉・保健・医療	9	長岡市社会福祉協議会補助金	川口町社会福祉協議会補助金
	10	老人クラブ連合会補助金	川口町老人クラブ連合会補助金
	11	単位老人クラブ補助金	川口町単位老人クラブ補助金
	12	高年齢者就業機会確保補助金	川口町シルバー人材センター運営費補助金
	13	地区民生委員児童委員協議会補助金	民生児童委員互助事業補助金
	14	長岡地区保護司会補助金	小千谷魚沼地区保護司会補助金
	15		敬老会事業補助金
	16	長岡市連合遺族会補助金	
	17	私立認可保育所運営費補助金	
	18	地域保育所(園)運営費補助金	
	19	子育て支援事業補助金	
	20	グループホーム補助金	
	21	知的障害者通所更生施設運営事業補助金	
	22	長岡市手をつなぐ育成会補助金	魚沼市・川口町手をつなぐ育成会助成金
	23	心身障害者通所援護事業補助金	
	24	長岡市身体障害者連合会等障害者団体補助金	魚沼市身体障害者福祉協議会補助金

※「長岡市」は旧長岡市の各種団体への補助金・交付金(運営費補助金)のみ表示

区 分	No.	長 岡 市	川 口 町
福祉・保健・医療	25		川口町精神障害者家族会補助金
	26	リウマチ友の会運営費補助金	
	27	休日急患診療所運営費補助金	
	28	休日急患歯科診療所運営費補助金	
	29	休日急患診療所調剤薬局運営費補助金	
	30	二次病院運営費補助金	
	31	長岡市母子寡婦福祉会補助金	
	32	新潟いのちの電話補助金	新潟いのちの電話補助金
	33		福祉団体育成事業補助金
	34		ボランティアセンター活動事業補助金
	35		精神障害者家族会連絡協議会補助金
	36	地域活動支援センター補助金	
住民・国保・年金	37	医療機関指導会交付金	
	38		町総代会補助金
環境	39		ふるさとの森づくり実行委員会補助金
商 工・労 働	40	長岡商工会議所補助金	
	41	関原地区商工会補助金	町商工業振興費補助金
		二和地区商工会補助金	
	42	長岡中小企業相談所補助金	
	43	長岡たばこ販売協同組合補助金	
	44	長岡市職業訓練協会補助金	小千谷市職業訓練協会負担金
	45	長岡電気工事職業訓練協会補助金	
	46	長岡市商店街連合会補助金	
	47	(財)長岡市勤労者福祉サービスセンター補助金	

区 分	No.	長 岡 市	川 口 町
商 工・労 働	48	連合新潟中越地域協議会長岡支部補助金	
	49	中越地区労働組合総連合長岡地域協議会補助金	
	50	長岡鉄工業青年研究会事業補助金	
	51	中越鋳物青年研究会事業補助金	
	52	(財)こいがた産業創造機構派遣職員補助金	
	53	長岡技術者協会補助金	
	54	長岡工業高等専門学校技術協力会補助金	
	55	商店街誘客・販売促進イベント等推進事業補助金	
観 光	56	長岡観光・コンベンション協会補助金	町観光協会補助金
	57	蓬平温泉トイレ浄化槽管理費補助金	
	58	長岡まつり協議会補助金	川口まつり実行委員会補助金
	59	雪しか祭り事業補助金	えちごかわぐち雪洞火ぼたる祭実行委員会補助金
	60	福島江桜並木観桜連絡会補助金	
農 林	61	農業まつり負担金	
	62	長岡市緑の少年団育成活動費補助金	
	63	長岡市錦鯉協議会負担金	町養鯉組合補助金
	64		土地改良等団体組織強化補助金
	65		魚沼米改良協会負担金
	66		小千谷地域家畜診療所負担金
	67	長岡市担い手育成総合支援協議会負担金	川口町担い手育成総合支援協議会運営費補助金
	68	ながおかグリーンツーリズム推進協議会負担金	
	69		特産品販売システム構築事業補助金
学校教育	70	新潟県学校保健会長岡支部補助金	
	71	長岡市小学校長会補助金	

区 分	No.	長 岡 市	川 口 町
学校教育	72	長岡市小中養護学校教頭会補助金	
	73	長岡市中学校長会補助金	
青少年健全育成	74	ボーイスカウト長岡市協議会補助金	
	75	ガールスカウト長岡地区指導者協議会補助金	
スポーツ・体育施設	76	長岡市体育協会事務局運営補助金	川口町体育団体補助金
	77	体育協会派遣職員費補助金	
	78	長岡市体育協会育成事業補助金	
	79	スポーツ少年団育成事業補助金	
	80	長岡市レクリエーション協会運営補助金	
	81	魚類属放流事業補助金	
	82	スポーツ大会開催負担金	
	83	市民体育祭事業補助金	
84	国体準備委員会負担金		

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

慣行の取扱い

- 1 市章及び市旗
長岡市の制度に統一する。
- 2 市民憲章及び宣言
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の川口町の憲章は、地域の憲章として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。
- 3 市の花及び木
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の川口町の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。
- 4 市の歌
長岡市の制度に統一する。

5 名誉市民

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の名誉町民は新市の名誉市民として引き継ぐ。

「慣行の取扱い」一覧

	長岡市	川口町	調整方針
①市町章・旗	 ○市旗は市章をデザインしたもの	 ○町旗は町章をデザインしたもの	長岡市の制度に統一する。
②市町憲章・宣言	【憲章】 「克雪・利雪市民憲章」 【宣言】 「非核平和都市宣言」 「交通安全都市宣言」 「無雪都市宣言」	【憲章】 「町民憲章」 【宣言】 「健康と心のふれあうスポーツの町宣言」 「租税教育並びに青色申告と租税完納促進の町宣言」	長岡市の制度に統一する。ただし、現行の川口町の憲章は、地域の憲章として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。
③市町の花・木	○市の花:「つつじ」 ○市の木:「けやき」	○町の花:「芝ざくら」 ○町の木:「さくら」	長岡市の制度に統一する。ただし、現行の川口町の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。
④市町歌	「長岡市歌」	制定していない	長岡市の制度に統一する。
⑤名誉市町民	田村 文吉 ※長岡市長、参議院議員 小原 直 ※法務大臣、厚生大臣	桜井徳太郎 ※駒澤大学学長	長岡市の制度に統一する。ただし、現行の名誉町民は新市の名誉市民として引き継ぐ。

※「長岡市」は旧長岡市の慣行のみ表示

議案第 24 号

各種事務事業の取扱いについて

分科会の所管する事務事業について、別冊資料のとおり提案する。

平成 21 年 10 月 19 日提出

長岡市・川口町合併協議会

会 長 森 民 夫

議案第25号

地域自治の取扱いについて

地域自治の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

長岡方式の地域自治

《長岡方式の地域自治のあり方》

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。

このことから長岡市では、各地域で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。

また「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである。

《地域自治組織の設置期間》

地域自治組織の設置期間については、概ね10年間とする。ただし、概ね5年経過後にそれまでの成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。なお、その際は、市域全体の地域自治組織との均衡を考慮するものとする。

《地域自治組織のしくみ》

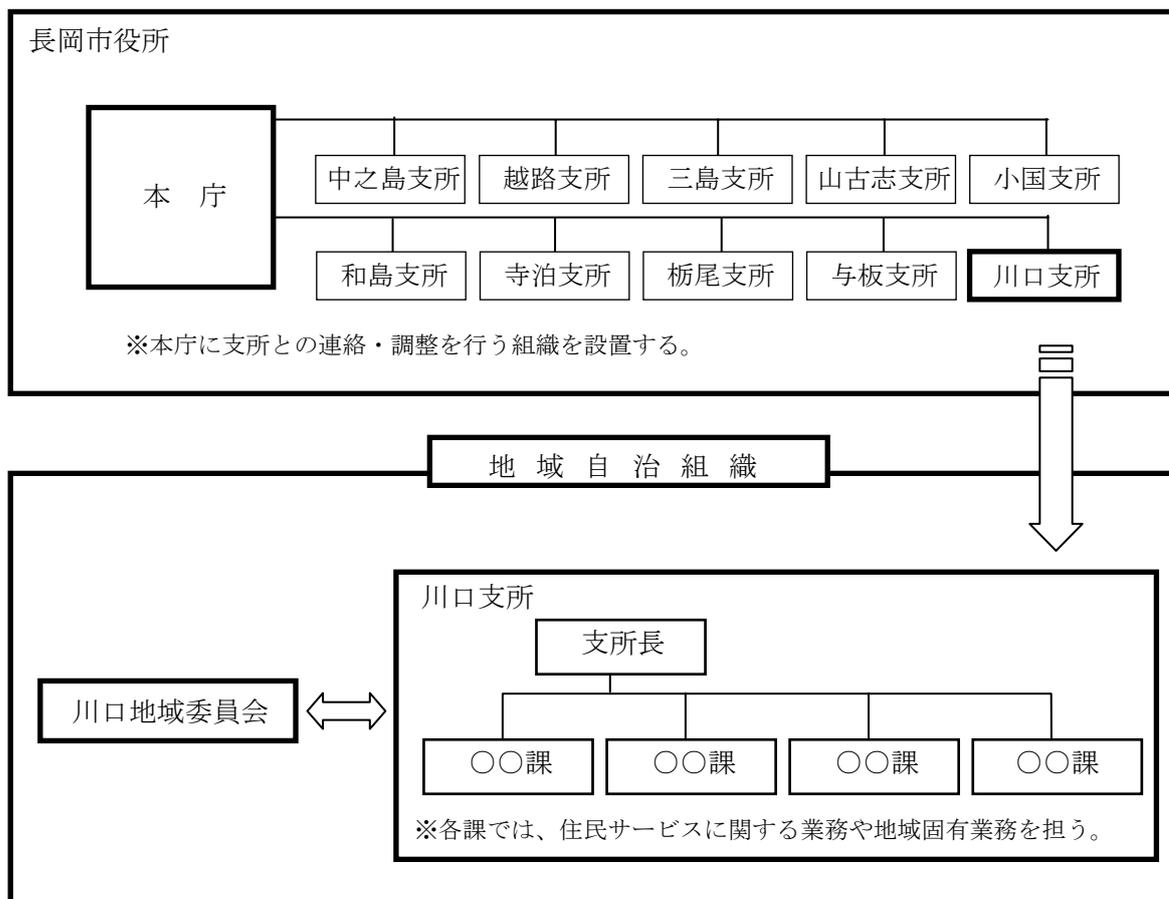
地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

1 支所機能

支所は、次の業務を行うものとする。

- (1) 通常の住民サービス
- (2) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
- (3) 支所で行った方が効果的な業務

組織のイメージ



2 支所長の位置付け

(1) 身分

部長級の一般職の職員とする。

(2) 選任方法

市長が選任する。

(3) 職務

ア 支所を総括する。

イ 地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。

3 地域委員会

(1) 名称

川口地域委員会とする。

(2) 位置付け

市の附属機関とする。

市長は、地域委員会の提案又は意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。

(3) 役割

- ア 当該地域のまちづくりに係る提案
- イ ふるさと創生基金を活用したまちづくりの推進
- ウ 長岡市・川口町合併基本計画の執行状況及び変更の協議
- エ その他当該地域に係る各種計画の策定・変更の協議
- オ 当該地域に係る施策の協議
- カ 支所で行う地域固有業務の検討
- キ その他市長が認めること。

(4) 委員の選任方法

委員の選任方法及び委員数は、地域固有業務や地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定めるものとする。

(5) 委員の任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(6) 委員会の長

委員会の長は、委員の中から互選する。

(7) 委員長の任期

委員長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(8) 委員の報酬

委員には報酬を支給する。

(9) 事務局

支所が地域委員会の事務を担う。

4 支所の予算

支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費、ふるさと創生基金、地域コミュニティ事業補助金などを活用し、

個性あるまちづくりを継続して実施できる仕組みを確保する。

(1) 予算要求について

各支所は、支所に係る経費について本庁の各所管部局に予算見積書を提出し、本庁各部局は、財政課に予算見積書を提出する。

(2) 予算配当及び執行について

財政課は、予算を本庁各部局に配当し、本庁各部局は、支所執行分についてそれぞれの支所に再配当する。

議案第26号

合併基本計画について

合併基本計画について、別冊資料のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫